

一般社団法人ベアホープ 定款

第一章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ベアホープと称する。

(目的)

第2条 当法人は、予期しない妊娠と祝福されない出産の状況に陥ってしまった女性の支援と、産まれてくる命が守られ、慈愛に満ちた環境で育まれるように、児童福祉の増進に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 特別養子縁組の斡旋
- 2 特別養子縁組を行う養育親及び生みの親のカウンセリング
- 3 特別養子縁組を行う養育親や里親の子育てサポート及びアフターフォロー
- 4 家庭問題及び人間関係に関するカウンセリング業務
- 5 妊娠した女性に対するカウンセリングおよびサポート業務
- 6 前各号に附帯する一切の業務及び活動

(事務所)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都東村山市に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第二章 社員

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

(社員の資格の取得)

第7条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該社員を除名することができる。

- 1 定款その他の規則に違反したとき。
- 2 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 総社員が同意したとき。
- 2 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第二章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法」という。）に規定する事項、法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議することができる。

(開催)

第13条 社員総会は、毎事業年度末日の翌日から、2ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

2. 社員総会を招集するには、会日より一週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

3. 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。但し、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれに代わるものとする。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第18条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員

(役員の設置)

第20条 当法人に、理事2名以上5名以内を置く。

2. 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 当法人の理事は、社員総会の決議によって選任する。但し、必要があるときは、総社員の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

2. 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

3. 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事を、議長と称する。

3. 議長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3. 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

4. 理事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第五章 基金

(基金の募集)

第25条 当法人は、社員または第三者に対し、一般社団・一般財団法第131条に規定

する募金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第26条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事の決定により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第27条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第28条 基金拠出者に返還する基金の総額について、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・一般財団法人第141条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第六章 資産及び会計

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第30条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2. 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第七章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第32条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第33条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第34条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

附則

第35条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名住所

ロング朋子

第36条 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

平成25年10月15日

一般社団法人ベアホープ 定款別紙

平成25年10月15日に作成された一般社団法人ベアホープ定款は、以下を変更した
ものとする。

平成26年2月14日 理事会改定

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都東久留米市に置く。

令和元年5月 1日 定時社員総会理事任期満了に伴う改選

令和3年5月 1日 重任

令和4年1月14日 住所移転登記

附則

第35条 この法人の社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名住所

ロング朋子

赤尾さく美

橋田じゅん

令和 2年2月29日 臨時社員総会改定

(事業年度)

第29条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

個人情報保護の観点から一部記載内容を省略しております。